

第 7 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 7 月 2 5 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 3 時 5 8 分

【場 所】 すこやかセンター伊野 大会議室

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	(欠員)	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	川村 奈央	曾我部義晴	隅田 明
	長崎 譲	細川 治雄	山中 治	
	(欠席) 片岡幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	(欠席) 弘瀬和子	山中千代子	
	佐藤 廣志	北川 一海	伊東 誠	
	山本 高裕	(欠席) 岡田桂	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	上田 太久	津野 加奈

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	岡林 弘

高知県

市町村合併支援室
岡村 祐人

傍聴人

6 人 (うち報道関係者 1 人)

【欠席者】

片岡 幹夫	弘瀬 和子	岡田 桂
-------	-------	------

【 1 開会 午後 2 時】

本山事務局長：第 7 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行させていただくのでよろしく願います。

【 2 会長挨拶】

会長：本川村からすれば 5 度の温度差、吾北村からすれば 3 度の温度差がある、本協議会の開催地伊野、それだけ高低差がある 3 町村であること、また、3 町村と高知市との「新氷室の道」のイベントが開催されたこと、他の協議会よりも一足早くいろんな項目が決定していること、広域行政の調整も順調に進んでいることなどを報告し、本日も重要な項目がたくさんあるので、忌憚のないご意見をいただき、和気藹々の中で終了したいと開会の挨拶を申し述べる。

会長：委員の欠員について報告

前回に引き続き、本川村助役が空席となっており、新しく本川村助役が就任されるまでの間、委員 1 名欠員の状態で協議会を開催していく旨報告する。

【 3 会議録署名委員の指名】

会長：筒井鷹雄君、山本高裕君を指名し、願います。

【 4 議 題】

会長：本日の出席委員は、39 名中 36 名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただいております、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 10 条第 1 項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第 10 条第 2 項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

《報告事項》

議長：議題に入る。

議長：協議事項に入る前に、議題に追加して、1 件報告をさせていただきます。

5 月の第 5 回協議会で平成 15 年度事業計画への追加として提案し、皆さま方に決議いただいていた「電算システム統合事前調査」につき、委託事業者の選定が終了した。その結果について、報告第 13 号としてお手元に資料をお配りさせていただいているので、事務局から説明を求める。

土居内計画班長：電算システム統合事前調査業務に係る委託事業者の選定について説明する。

1. 委託事業者の選定経過について

5 月の協議会で電算システム統合事前調査業務の補正予算の成立を受け、伊野町、吾北村、本川村の 3 町村いずれかの町村において住民情報系システムの業務を請け負っている事業者に対して、電算システムの統合業務に関しての企画書及び概算費用の提示を求め、2 事業者から企画提案書が提出され、7 月 16 日開催の審査会において、提案事業者からのプレゼンテーションを行った後に、各町村 2 名ずつで構成する計 6 名の審査員により、各審査項目ごとに点数評価を行った。

・審査項目及び配点について

審査項目については、14の項目を設定し、「合併時に安全かつ確実に運用できるか」「システムの操作性、拡張性はどうか」「システムの経費はどうか」などについて1人500点の持ち点で採点を行った結果、総合点の高かった『(株)高知電子計算センター』を委託事業者を選定させていただいた。

2. 委託金額について

税込みで399万円ということになっている。

3. 委託業務の内容について

補正予算時に説明させていただいたのでここでは割愛させていただく。

4. 電算システム統合に要する概算見込み経費について

合併後5年間に必要な経費を、事業者から提示を受けている。合併後5年間に要する概算費用は、現時点で、259,113,212円を見込んでいる。なお、この金額については、今後の調査結果により確定されたものである。この経費の内訳のうち、データ移行経費、電算機器導入費用、カスタマイズ費用、システム研修費、データ等提示費用については、合併前後に必要な経費であり、業務ソフト導入費用と機器ソフト保守料については、毎年必要となる経費であるが、ここでは、5年間のトータルの費用を記載している。

5. 今後のスケジュールについて

この後、高知電子計算センターと委託契約を締結し、平成16年3月まで事前調査を実施する。平成16年3月に、3町村の議会で合併の議決がなされた後に、電算システムを統合するための予算を計上する予定である。平成16年4月には、新町電算システム構築業者と電算統合業務に関する委託契約を締結し、平成16年9月にかけてデータの統合作業・統合結果の検証、不足データの入力、カスタマイズ作業、電算機器設置、電算システムの仮稼働を経て、平成16年10月1日に新町の電算システムが本稼働となる予定である。

別紙1について

3町村の電算システムの導入状況と新町において構築が必要な電算システムを表にしたものであり、その見方について説明する。現在、3町村では、43の電算システムが導入されており、うち21のシステムについては、3町村とも導入されているが、残りの22のシステムについては、いずれかの町村においてのみ導入されているというものである。下水道システムのように伊野町だけにしか業務がないようなもの、戸籍管理システムのように伊野町では、電算化されているが、吾北村、本川村では、現時点で電算化されていないものもある。表の中で、(白丸)は、住民記録系システムにデータ連動するシステム、(黒丸)がデータ連動していないシステムであり、現在の電算システムは、事務処理を正確かつ効率的に行なうと共に、住民の方の求めに迅速に対応するため、大半が、住民記録系システムに連動している。

新町で構築が必要と思われる電算システムは、33システム、うち本所、支所間でネットワーク運用が必要と思われる電算システムは28システムあるものと想定している。こういった部分については、今後の調査の中で確定をしていくことになる。電算システム統合に際して、メーカー間で異なる漢字・外字コードの統一やデータの認識番号が重複しない形でのデータの移行、不均一課税や旧町村単位での集計といった合併の対応、システムの仕様の決定など様々な事前調査が必要となるので、

来週にも事業者と委託契約を締結し、迅速に作業を進めていきたいと考えている。

議長：この報告事項について、質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：報告第13号「電算システム統合事前調査業務の委託事業者について」の報告を終わる。

《協議事項》

議長：協議事項に入る。

協議第27号 公の施設の取扱い（在宅介護支援センター）の取扱いについて〔協定項目第23-10号〕事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：資料の訂正については、説明しながら訂正させていただき旨述べ説明に移る。

訂正事項

- ・2ページ事業概要の欄の1行目中頃「高齢者、または」とあるのを「高齢者、並びに」に訂正。

- ・10ページ留意事項の欄の下から9行目中頃「高齢者、または」とあるのを「高齢者、並びに」に訂正。

在宅介護支援センター運営事業について、根拠法令、事業概要等を説明（2～5ページ）。

在宅介護支援センターは、老人福祉法、第15条で市町村は都道府県知事に届け出て、老人介護支援センターを設置することができることとなっており、在宅の要援護高齢者や要援護となるおそれのある高齢者（概ね65歳以上の人）とその家族を対象として、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それぞれのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスの総合的な利用が図られるよう連絡調整等を行うところである。いわゆる、保健・医療・福祉にまたがる在宅サービスの窓口で、ホームヘルパーの派遣や、ショートステイ、デイサービス、訪問入浴サービスなど、各種の在宅福祉サービスを提供している機関や、訪問看護、訪問リハビリといった保険医療機関（訪問看護ステーションを含め）などと連絡を取り、実施するサービスの組み合わせなどの調整を行うところである。在宅支援センターでのサービス調整に関する費用は無料となっている。

実施主体は市町村とすることになっており、支援センターの円滑な運営を図るため、基幹型在宅介護支援センターに在宅介護支援センター運営協議会を設置することになっており、運営協議会は、市町村の高齢者、保健、医療部門の長等で構成され、年1回以上、必要に応じて開催することになっている。また、民生委員、老人クラブ、自治会、婦人会等の相談協力員を配置することとされている。

基幹型在宅介護支援センターと地域型介護支援センターの相違点について説明。基幹型には、通常型（伊野町の基幹型）と、小規模型（人口2万人未満の市町村、吾北村の基幹型）の2種類があり、補助基準単価に相違点がある。

- ・センターの性格について

基幹型は、保健、医療、福祉及び介護保険に関する専門的な情報の交換などの連携が円滑に行われるよう、市町村内の全ての支援センターを包括する連絡支援体制の基幹となる支援センターであり、地域型は、地域の実情に応じた担当区域が定められた支援センターとなっている。

基幹型は、地域型センターの統括・支援や地域ケア会議の開催などを通じて、市町村のケア体制の中核としての役割を担うべきで、地域型センターによる実態把握及びニーズ評価などの情報を集約・活用し、介護予防サービスの総合調整をはかっていくことも重要である。地域型支援センターにおいては、市町村が介護予防・生活支援の取り組みを効果的に進める上での基礎となるよう介護高齢者等の実態把握や、これを踏まえた適切な介護予防プランの作成を進めることが重要である。

・設置基準について

基幹型は、市町村に1カ所、地域型は、中学校区に1カ所を標準とする。

・事業の委託について

基幹型は、市町村直轄、若しくはこれに準ずる機関（社協等）に委託することができる。地域型は、社会福祉法人、医療法人、民間事業者等に委託することができる。市町村は、本事業の実施又は委託に当たっては、地域型支援センターごとに、中学校区を標準として、地域の実情に応じた担当区域を定めることを原則とし、基幹型支援センターと地域型支援センターを同一事業所内で実施する場合については、当該地域型支援センターの担当区域が定められることが原則となるものである。

・職員の配置について

通常型は、管理責任者を定め、社会福祉士等又は保健師のいずれか1名と看護師又は介護福祉士のいずれか1名の2名を常勤で配置することとされ、小規模型（吾北村の場合）は、管理責任者を定め、社会福祉士等又は保健師1名を常勤で配置することとされている。

職員の配置は、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置し、それに加えて、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士を配置することができる。

地域型では、管理責任者を定め、社会福祉士等・保健師・看護師・介護福祉士・介護支援専門員のいずれか1名を常勤で配置することとされている。2名以上配置する場合は、福祉関係職種と保健医療関係職種を組み合わせ配置することが望ましい。

・職員の兼務について

基幹型では、基幹型センターと地域型センターを同一事業所で行う場合、地域型センターの業務と兼務できることになっており、地域型では、支援センター業務に支障のない範囲で、他の業務と兼務できる。通常は、指定居宅介護支援事業者と兼務のところが多い。

・事業について

説明は、割愛させていただく。

・指定居宅介護支援事業者（4～5ページ）について

指定居宅介護支援事業者の指定は、介護保険法で、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所ごとに、都道府県知事が指定することになっており、現在、3町村では、指定居宅介護支援事業者の指定を受けて、それぞれ、在宅介護支援センターの職員と兼務している。

・3町村の介護支援センター（6～9ページ）について、それぞれ施設タイプについての説明。

・留意事項について

市町村は、目的を達成するため、必要に応じ、在宅介護支援センターの適正な配置、または、適切な事業の実施若しくは委託を行うなど、その体制の整備に努めるものとし、コンピューター、電話、ファックス、会議、面談等の手段を用いて、支援センター間における保健、医療又は福祉及び介護保険に関する専門的な情報の交換などの連携が円滑に行われるよう市町村内のすべての支援センターを包摂する連絡支援体制を整備するものとする。

これらを踏まえ、基幹型センターと地域型センターの役割分担を明確にし、事業内容ごとにこれまでの実績を点検するとともに、その運営を社会福祉法人等に委託している場合には、委託先との意志疎通及び連絡調整を綿密に行う必要がある。

以上のことを踏まえ、調整方針案を「基幹型支援センターは、現在の伊野町の基幹型支援センターを新町の基幹型支援センターとする。地域型支援センターは、合併時において、伊野地区4カ所、吾北地区・本川地区にそれぞれ1カ所とし、合併後速やかに、吾北地区・本川地区で1カ所に統合する。各種事業は現行のとおり新町に引き継ぎ実施する。」

という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いします。

議長：何か質問はないか問う。

浜田孝介：地域型支援センターについて、現在、伊野地区4カ所、吾北、本川地区にそれぞれ1カ所あるわけだが、調整方針案では、伊野地区4カ所をそのまま置き、吾北・本川地区はそれぞれ1カ所として、合併後速やかに吾北地区・本川地区1カ所に統合するという事になっている。

介護保険制度の歴史は浅く、もう少し周知、徹底を図っていくことが必要じゃないかと私は、思っている。資料の3ページに介護支援センターの事業として必須事業とか、その他の事業という項目があり、非常に歴史的に浅いこの制度はこれが、重要でないかと思っている。そういうことを考えると、吾北・本川地区はそれぞれ1カ所として、合併後速やかに吾北地区・本川地区1カ所に統合するということは、介護保険制度の周知徹底、或いは、地域の実態を把握するうえからこれで本当にいいんだろうか。面積が広く分散しているので、地域の状況をなかなか把握しにくいと思うが、これを将来一つに統合するといった考えを提案した理由をお聞かせいただきたいと思う。

もう1点は、地域型介護支援センターはほぼ中学校区ごとにということであるが、伊野町は今4つあって、旧伊野町に2つ、天王に2つある。伊野町も面積が結構広いが、加田、神谷、もう少し川上の方、ここの辺りにはないわけである。そういうことからすると地域の実態を把握して、いろいろマップを作成したりする事業もあるが、そういう点で、伊野町を4つ、吾北・本川地区を将来1カ所にするという事は特に問題はないか、その辺、懸念されるので、こういうお考えを採られた事務局のお考えをお聞きしたい。

氏原事務局次長：担当者レベルの話し合いの中では、今の伊野町の担当区域を拡大していくという方向、そういった中から現状を鑑みた時、本川村の場合、需要と体制について、利用者が少ないといったようなこともあり、今後合併した後に、早い時期に統合して、なおサービスの低下をきたさないような運営方法を構築していこうという形で話し合いがされている。そういったことから、事務局の案としまして、「速やかに」という表現は使っているが、ある一定、合併後状況を見てそこで調整を図

っていくという考え方である。

浜田孝介：検討の結果は、理解できた。

ただ、地域型介護支援センターというのは、地域を限定されているものでなかったかと思うが、例えば、伊野の支援センターが吾北エリアについて、ここでうたわれている必須事業とかその他の事業をやることは、実際問題なかなかできないのじゃないかと思う。そういう意味からすると、今、担当者と話し合ったら将来いけそうだとということだけけれども、この実態をみると本当に大丈夫かなあという気がしてならないがどうか。

介護支援事業者は、それぞれのところにたくさんいて、全国区の事業者もいるからできるかもわからないが、支援センターの事業そのものは、地域を限定されて、非常に地域に密着した介護のニーズを把握するということなので、くどいようだが本当に大丈夫なのか改めて質問をさせていただく。

氏原事務局次長：将来的に在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者なども含めて、将来においては民間委託も考慮の中に入っており、伊野町での民間業者の範囲を拡大していただくとか、吾北村のJAコスモスといったところも現在活躍されているということなども踏まえて、将来的には本川、吾北を一つとした民間委託的な業者選定等も踏まえての一つというような考え方になっている。

議長：調整案の中で、「合併後速やかに1つとする」という、ここの「速やかに」という文言が、今の事務局の方の説明の中では、合併後状況も見ながらといったお答えもあったが、ここの文言を少し訂正すれば、浜田委員の方もよいのではないか。

浜田孝介：文言はどうでもいい、ただ、大丈夫かということがわかればよい。現状実態を横目で眺めている立場として、本当にこれで大丈夫かなあという気がするので、吾北と本川は民間委託じゃなしに、やっているんですよね。だから、民間委託にしようが、公が直接にしようが内容は変わらない。将来民間委託も入れて検討することをおっしゃっているが、内容は変わらないわけで、どちらでやるうが、やるべき内容をおっしゃるということが大事なわけで、そのためには、統合して、少なくして、本当に地域の老人に対する、或いは健康な老人に対する実態把握ができて、いろいろなサービス提供の情報が把握できるのかというのが心配なわけである。文言どうこうでなくて、できるならできるでそれはよいので、訂正の必要はない。

氏原事務局次長：補足説明であるが、職員の兼務のことで、話をさせていただいたが、それぞれの支援センターは、居宅介護指定事業者と兼務をしている職員がある。そういったものを専属の職員を配置をするということも検討を踏まえて、これからのサービスについては低下をきたさないという体制を要望していこうということになっている。

土居豊榮：介護事業に関係している者として、非常に不安な点があるのであえて質問する。合併後速やかに全体を見直していただけるのであれば、全然心配は残らないのだが、現行の4支援センター（伊野町）のテリトリーをみた時に、非常にばらつきがあるわけで、現行の状態ですべて合併に進行した時に、介護要支援者の実態が把握できがたい現実の不安材料が、多々有りはしないかという不安を持つ。この状態で、吾北、本川を1支援センターとして開設をした時に、何ら現行の実態を把握せず単なる1エリアとして見た時には、非常に不安を持つので、この機会に、この

支援センターのテリトリー、そして目的とする住民に格差のない、行き届いたサービスができるような検討をしていくという一言を付記していただきたいと強く要求するものである。

岡林 富男：「合併後速やかに」という言葉に気がかりなところを感じる。吾北と本川とを合わせると、地理的には非常に範囲が広いわけである。その広い範囲を1ヵ所の支援センターで果たして、実情にあった仕事ができるかどうか心配をするわけであるが、私たちは直接関わってはいないが、脇から見ると人手が足りなくて四苦八苦しているような状況だと思う。本川と一緒にあって広い地域になってできるか心配であるので、「速やかに」という言葉に少し抵抗を感じる。「状況を見て」ということにしていただけたらと思う。

伊東 誠：この問題については、資料の配付をいただいた際から大変心配をしておったわけで、冒頭に私の意見を申し上げたいと思っていたが、伊野町の方から大変ご立派なお話をいただき、加えて吾北村の方からもお話があったが、文章を読んだ際に、何か福祉の切り捨てを非常に強く考えておられるのではないかという印象を受けた。言葉については先ほどから出ているが、「速やかに」という表現が入っているが、一刻の猶予もないというような受け取り方もできる。私の方の地域においては、新村長にしても、合併の暁には痛みがあるであろうけれども、堪え忍んでもらわなければならないところは堪え忍んでもらいたいということは、常々お話をされておられるわけだが、この表現から行くと概ねその問題とかけ離れた状況になるのではないかと懸念する。

特に会長が冒頭におっしゃられたように温度差があり、その温度差の中において私の方では、特に老人の方が、桑瀬、中野川、寺川というところにおいでるが、私も老人クラブの世話をしている以上、この問題を非常に深刻に受け止めたわけである。何かここに心の柔らかさ、福祉に対する愛情という表現がかき消されたような印象を受けた。これは、わずかな字句であるが、非常に痛手であった。どうかこの辺については、非常な費用もいろいろし、また、人も減らさなければならないこともあると思うが、後の協議事項でも平成21年とかいう年が出てくるが、この福祉の問題については、限りなく大事にしていかななくてはならない問題ではなからうかと思うので、重ねてご検討をお願い申し上げたいと思う。

中平 一三：1年間の内、約4ヵ月間は冬季ということで、路面凍結等が吾北以上に本川は厳しい。これから老人はどんどんどんどん増えるわけで、切り捨てにも聞こえるようなこの文章、もう少し柔らかさを持っていただきたいと思う。そうでないと、合併のしわ寄せがこういうところへ来たんじゃないかという脅しに老人は脅かされるんじゃないかと思う。「速やかに」という言葉を柔らかく、もっと広大な発言になおして、暖かみのある行政に変えていただきたいと思う。

会長（議長）：首長との今までの話の経過の中でも、福祉の切り捨てはしないといった思いがある。これは三首長とも同じだし、今回も地域支援センターの方についても、民間の方のエリアを拡大するとか、支所を置いていただくとか、また、吾北、本川を別々に持てるのか、そういったいろんな思いもあった文章一つが、「速やかに」ときておると私は感じている。今、実態としては社協の職員に吾北、本川はやっていただいている。つまり、もう少し民間の方に委託をすれば経費的には安くなる。ただ、サービスの量は同じである。そういった裏の思いは事務局にあったと思う。

思いはそういうところである。

本山事務局長：福祉の切り捨てではないかというご発言も多々あったし、現在の状況を十分把握してないのではないかとご指摘もあった。私たちは現在の状況の伊野町の4事業所、吾北村、本川村の事業所におきましても、居宅の介護と在宅支援センターの仕事は、どこも兼務でやらされて十分なそれぞれの仕事の分野の仕事ができていないというのが現状である。

そこで、基幹センターを充実させて、基幹センターが地域型を指導していくと、現在兼務でやっている仕事に、それぞれ専門性を持たすことによって、住民に対する福祉が向上していくという考え方である。

それぞれの訪問にしても、ケアにしても、計画を立てるにしても、全て相手との日程調整ができて仕事が進んでいる状況なので、日程調整もなしに仕事をするということになると、それは住民に近いところに事業所がないといけませんが、この仕事の場合には、絶えず相手との日程調整が進んでから進む仕事であるので、専門性をすることによって、よりサービスが向上するということになると思う。

現在、吾北と本川は村が直接設置をしているが、やはり社協も含めた民間の力が強くなって、将来的に移行する方がよりサービスが向上するであろうというのが、現在担当している方々の意見の集約である。

現在の状況をそのまま移行するのではなしに、先ほど伊野町の委員さんからもお話があったように、それぞれの事業所が受け持つ地域を拡大していく、責任を持たす。その事業所が、介護支援センターの仕事は介護支援センターの仕事、居宅は居宅の仕事が兼務じゃなしにそれぞれが独立してしっかりできるように基幹センターが指導していく、という方向で福祉の後退にならないようにしていきたいというのが提案の趣旨である。

議長：土居委員の文言の追加といったのは、今の質問の中で、思いがこれだから追加はしないといった答えなのか事務局に問う。

本山事務局長：そういう意味ではない。

北川一海：ただ今の事務局の説明で、新町になったら合理的に、経済的にいろいろ検討されてやられると思うが、合併の条件としてサービスが現状より低下をしないと、これが大きな柱である。それを打ち消すような文言がこの調整案にあるとしたら、これは問題である。そうでなくても介護保険料が上がった、老人がまた取られるというような、またサービスが低下しそうなというような、そういう不安を醸し出すような文言を入れるということは、適当でないと思う。

「合併後状況が許せば」というような、全ての状況を把握したうえで状況が許せば一つになってもいいだろうし、或いはその他の方法も新町で考えられると思うが、少なくともこの調整案では、現在の住民に対して非常に不安を与えると思う。これは、議長が言われたように「速やかに」という表現は、私は適当でないと思う。

浜田孝介：先ほどの事務局の答弁に対する確認をしたい。

本川、吾北については、現在それぞれ一カ所あるが、これを一カ所にすることに対して不安を持っているが、今の話では民間に代わってもらってやるということは、地域型の在宅介護支援センターは数はいくつになるのか。私はこれは密着した数が問題だと思う。これだったら近い将来吾北と本川が一カ所になる。それと今のお答えでは、民間にも委託するようなお話だったが、民間にも支援センターの業

務を委託するのか。現在の伊野町のような形にするのか。それもひっくるめて吾北、本川で一カ所でいいと、そういうお考えか。確認をさせていただきたい。

伊東誠：本川村が住民も少ないし、介護支援センターの対象者も伊野町に比べれば少ないが、やはり一人一人のお世話になる方のことを思うと、何か吾北村と本川村が1つになってしまうということになると、表現は悪いが今よりサービスが低下していくようになるのではないかという印象を受けるのは、私のみならず村内の多くの方々が受けるのではないかと思う。先ほど事務局長のお話にもありましたように、理想的な方法論としては、そうであろうが、この問題はやはりそれぞれの方々と話のうえ、介護の実を上げていくわけだが、特に本川村と伊野町とは高低差もあるし、寒さもひどいわけである。そういう立体的な介護センターの役目もあると思うわけである。平地の中においては民間委託ということもあろうし、いろんな形もできるが、どうしても克服していかなければならないいろんな障害が本川の中にもあろうと思う。

そういう問題について、今までこの協議会6回の中で問題になるような感情を揺さぶるようなことはなかったが、概ね順調に進んでいると思っていたが、この問題だけは心痛く止めさせられた。この辺については再度ご検討いただけるようお願いをする。

会長（議長）：先ほど事務局からの説明があったように、センターから在宅に行く場合には、予約制でサービスに行くことになるので、例えば、2つが1つになったとしても何月何日にはそこに行けることになる。それが行けない場合がサービスの低下になる。2つが1つになるからサービスの低下と思いがちであるが、ここは少し皆さま方も理解をしていただきたい。

本山事務局長：介護についての相談を受けようとする方の日程調整ができての運営であるので、1カ所であろうが5カ所に増えろが、その家にお伺いする回数が減るとか、そういうことではない。本川においても吾北においても、今現在それぞれが兼務みたいな形でやっているの、介護支援センターの実際のケアプランを立てる仕事なんか十分に機能できないというのが、担当者の申し分である。ケアプランを立てるセンターの仕事はセンターの仕事、家庭訪問をする居宅支援事業者の事業は支援者の事業として、それぞれの専門性を持たしてやっていただきたい。そうすればサービスの低下にはつながらないということが話し合われている。

そして、浜田委員さんが言われた点について、合併後すぐに民間業者にやってくれよといっても冬の凍結も含めて現在の状況では山間僻地にはすぐに民間の算入はないであろうと、当分の間は、合併後独自の町村が立ち上げをしておいて、だんだんと民間委託へ移行していきたい、移行するべきであろうというふうに話し合いをしておるところである。その方が行政が限られた時間の中と給料の範囲で動くよりも民間業者の方が対象者をどんどん増やして行って、相談を受ける回数も増えていくと、その方が住民に対するサービスが増えていくんじゃないかというふうに考えている。

本川村のエリアと吾北村のエリアをそのままにするのではなく、本川村のエリアと吾北村のエリアの半分、伊野町から吾北村のエリアの分へ入ってもらうというような地域の区分けをするので、全部が移行するというような話ではない。その辺りも踏まえて、合併後今担当しておられる方の事務処理ができて、こういう体制で

いったら大丈夫だというのができた時点で1つにしたいと、この表現が「速やかに」というような形になったが、無理矢理というそんな考え方ではない。

議長：「合併後」という文言ははずしたらどうか事務局に問う。

土居豊榮：私は「速やかに」という表現は2度の事務局の説明を聞いたらなおさら必須の表現ととらえた。現在の実態をご承知と思うが、一支援センターの守備範囲の最遠隔地へ20分必要ないわけだが、同じ交通手段で遠いところは支援センターから1時間ちょっとかかるわけである。先ほど2回目の説明で、吾北、本川を1エリアとせずという表現をされたが、ということは支援センターのセンター数を5カ所として、その中でテリトリーを見直すというふうに感じるように認識したが、よろしいか。そういう趣旨であれば是非その趣旨に基づき、速やかに検討していただければよいと考える。

携わっておる者の一人としてという前置きをしたが、現在、サービスに行くのにかかる時間差があるということで、不合理があることを心配する。この際に速やかにそういう面も含めて検討していただいたら、本川や吾北の方が心配されておられる福祉の切り捨てとか、又はサービスの低下ということはないに、かえて現在、伊野町内で大きな不安のある実態なので、これを契機にサービス福祉の向上につながるのではないかと思ったので、是非それを実行していただきたいと思い、あえて強く要望するものである。

議長：午後3時00分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後3時12分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：先ほどご意見を多くいただいたが、何か調整案があるか事務局に問う。

本山事務局長：皆さんからご意見を縷々いただいたので、そのことを十分に踏まえて調整方針案を訂正させていただく。

「基幹型支援センターは、現在の伊野町の基幹型支援センターを新町の基幹型支援センターとする。地域型支援センターは、合併後検討を加え調整する。各種事業は現行のとおり新町に引き継ぎ実施する。」以上で再協議をお願いする。

議長：事務局から調整案の再提示があったが、意見がないか問う。思いは、事務局がお答えした思いである。

伊東誠：随分ご検討されたことだと思うが、この問題は再三申し上げるように、住民にとっては非常にショックを受けると思った。字句が大きな問題を引き出す恐れがあったから申し上げておるわけなんだが、今の段階においては、「合併後検討を加え調整する」ということだったか、何か先の見えたような感じを持たすということ自身も、私はちょっと判断に苦しむところなのだが、将来この合併後において新首長のもとにおいているんな形が、先ほどからおっしゃている民間委託とか何とか、いろんな問題が諸々おきてくると思う。今の段階でことこういう問題については、先に感じを持たすような表現は省いた方がよいのではないかと。特に老人にとっては不安的なことがおきると思う。それは合併について大きな支障にならないとは言いかねる。気持ちはわからなくはないが、あえてそこへ付言をしなくても、この老人対策という問題については慎重を重ねてお願いしたいと思う。

議長：伊東委員のご意見がございましたので、事務局少し説明をお願いします。

氏原事務局次長：今、皆さん方にご協議いただいているのは、あくまでも在宅介護支援センターで、サービスの方を直接携わる部分については、例えば居宅介護サービスとか、施設サービスとか、いろんなお年寄りたちが実際にサービスを受ける機関とは全然別個のものである。いわゆるホームヘルプ事業は社協がやったり、農協がやったり、在宅の訪問介護は、ヘルパーさんは社協がやったり、伊野であれば“あいの”がやってみたり、吾北であれば社協とJAコスモス、そういったところがやっている。

そういうサービスを受けたいという相談を受けるところが在宅介護支援センターであって、そういったものが各学校区に1つあれば十分賄えるという厚生省の考え方で現在配置されている。在宅介護支援センターは、そういった介護支援の総合的な相談窓口という仕事であるので、勘違いされないように今一度お願いをしたい。

議長：ご理解願えただろうか。支援センターが実働でなくて、その先に“あいの”とか“社協”、そういったところが、在宅に出向いてサービスを行っているということでご理解よろしいか。

曾我部義晴：3ページの必須事業の中に、「ソーシャルワーク」という言葉を使っているが、意味を調べてみると、「社会的な適応性を身につける」ということが出ていたが、こういう言葉に直してはどうだろうか。また、「インフォーマルサービス」とは「形式張らないサービス」という意味のようだが、一般的にこのような言葉を使うのはよいが、ちょっと理解しがたいが、その辺りはどうだろうか。

議長：一つの福祉用語の中であって、その後ろに括弧書きで日本語で説明するといったことでよろしいか曾我部委員に問う。

曾我部義晴：了承する。

議長：本案は事務局再提出案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第27号 公の施設の取扱い（在宅介護支援センター）の取扱いについては再提出案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第28号 人権対策関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-11号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

北川計画班員：人権相談について、人権擁護委員数、開催回数等、3町村の現況を説明。

啓発事業について、3町村の現況の事業内容を説明。

男女共同参画について、3町村の取り組みを説明。

参考法令を説明し、「人権相談は、事前に調整のうえ、合併時の人権擁護委員（11人）と連携を取り、新町においても継続して実施する。啓発事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。男女共同参画については、事前に調整のうえ、新町に引き継ぐ。」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

筒井鷹雄：事務方にお尋ねしたい。

定数については、法務大臣が指定する日、いわゆる基準日を設定して、決定するというようなことのようにだが、この基準日は、法務大臣の適当と認める時期と改めるというふうに書いておられるが、この3つが合併したら、この基準日というのは合

併後直ちに日を設定すると、このように理解してよいか問う。

法務大臣の方から決定するのか、こちらからやるのかお知らせ願いたい。

議長：それと同時に、11人と7人とのその日もあわせて事務局に説明をお願いする。

本山事務局長：それぞれ委員さんには法務大臣の方から任命を受けた任期があるので、その任期期間中に合併などがあって、委員数が増えるということになると思うが、任期期間中は委員さんがそのまま継続して、任期を努めていただきたいということである。その任期終了後に、法務大臣の方から、新しいいの町になったら7人ということになるが、それまでは11人で進んでいこうという考え方である。

日にちについては、未調査である。委員さんによって、ある程度日に開きがあるので、それぞれの委員さんの任期は押さえていない。

筒井鷹雄：任期が終わるまでは、今のままでいくのか。

本山事務局長：まず、11人になると思うので、一番最初の方からだんだんに減っていくと、7人になって今度6人になった時にどこの地区から推薦を願うかは、新しいいの町に協議があると思うので、その時点で協議をされて、この地区からこの人を出そうというようなことになろうかと思う。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第28号 人権対策関係事業の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第29号 商工観光関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-13号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

上田推進班員：資料の訂正については、説明しながら訂正させていただき旨述べ説明に移る。

訂正事項

- ・14ページ伊野町商工会の組織役員総商工業者欄「626名」とあるのを「797名」に訂正。
- ・14ページ伊野町商工会の事務局構成欄「補助員4名」とあるのを「補助員1名、記帳専任職員3名」に訂正。
- ・17ページその他欄、吾北村の道の駅欄「吾北特産販売公社」を「^む^き^さ^さ^び美の里」に、事業目的を、「道の駅633美の里の施設及び地域振興施設等の維持管理運営を行う。」に訂正。

商工会について、目的、活動内容、事務局構成、会費等につき説明。

伊野町と吾北村は町村単位で組織されており、本川村は、土佐町と大川村と合同で土佐地区商工会を組織しており、組織の目的や活動する事業は、概ね同じような内容である。補助金の交付は、規模に応じて3町村ともに交付している。

商工団体への助成制度については、伊野町のみが実施している。

企業誘致の制度については、吾北村のみが実施している。

観光関係団体への助成制度は、町村の規模に応じて3町村とも交付している。

観光イベントへの助成制度は、3町村の特色に応じた各種イベントに交付している。

地場産業振興制度は、伊野町において、和紙に係る事業に対して支援している。雇用促進対策制度は、伊野町において事業費の貸付を行っている。

その他の制度等としては、道の駅運営管理では、3町村ともに国道194号沿線に道の駅を設置している。また、ふるさと村民制度は、吾北村において実施している。参考法令には、商工会に係る法令を掲載し、商工会法第7条では、基本原則として、1市町村に1つの商工会と定められているが、第8条に経過的な取扱いも規定されている旨説明し、商工会の統合については、高知県の指導のもとに、平成17年4月1日から動きが始まるとの情報を受けている旨報告する。

企業誘致に関する施策は、新町においても検討する必要があるだろうし、観光振興における団体や各種イベント事業等の取扱いも検討が必要と思われること等の留意事項に基づき「商工団体の助成については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後同一又は類似する団体は統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。

企業誘致については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後必要に応じて検討する。関係団体への助成については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後同一又は類似する団体は統合する方向で調整を図り、助成等の見直しを行う。

観光イベント事業については、現行どおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに検討調整（財政面、スケジュール等）する。その他の事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ調整を図る。」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いします。

議長：質問はないか問う。

浜田孝介：調整方針のところ、1.については、「調整を図り、助成等の見直しを行う。」というのは、ある程度見通しが出ておるような形になっているが、それ以外はちょっとニュアンスが違うので、それぞれお考えがあるのならお聞かせ願いたい。例えば、企業誘致については「合併後必要に応じて検討する。」ということになっている。観光振興については「合併後速やかに調整する。」一番最後は、「引き継ぎ調整を図る。」ということになっているが、その企業誘致の「合併後必要に応じて検討する。」というのと「調整を図る。」というのは、どんなイメージを持たれているのか。

特に企業誘致については、今でも重要なことであるが、新町にとっても重要なことなので、やはり積極的に進めていく必要があると私は思っている。必要に応じて検討して、縮小するとか、そういうニュアンスがあるのかないのか、ただ言葉の問題だけで検討するとか、調整を図るといようなニュアンスの違いが、その奥に意図があるのかどうかお聞かせ願いたい。

氏原事務局次長：まず、企業誘致の件で、これは現在吾北村で企業誘致を行っており、それに対してある一定の補助金を出しておるわけであるが、そのものが5年と期限付きになっている。今現在も積極的に進めているが、この事業そのものが平成16年度で終わるので、そういったことで向こう5年間は約束をしているので、そういうものを出していかなければならないということで「検討する」という書き方にしている。

その他の事業についての調整というのは、道の駅等3カ所でやっておるわけで、そういったところの用務等を今後調整していく必要があるのではないかとということで「調整」という言葉を使っている。

議長：企業誘致については、合併後であろうとなかろうと積極的にやっていかなければならないということは間違いのないと思うが、「合併後必要に応じて検討する」これは吾北地区に限定しておると理解してよいか事務局に問う。

事務局：そうである。

議長：他に質問がないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第29号 商工観光関係事業の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第30号 定住促進対策の取扱いについて〔協定項目第23-18号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

天野推進班長：訂正事項

27ページ調整方針案中、百歳祝金について、「本川地区について」を「本川地区において」に訂正。

近年、主に中山間地域での人口減少については、著しい現状があり、自治体を運営していくうえでも大きな課題のひとつに挙げられてきており、伊野町、吾北村、本川村においても例外ではなく、取り組み方に相違はあるけれども、活力ある地域づくりの源となる若者定住対策を、重要な施策のひとつととらえ、進めてきた内容を個々の項目ごとにまとめてある旨申し述べ、説明に移る。

結婚祝金について

伊野町では実施しておらず、吾北村と本川村では、条例等に基づき祝い金を支出している。1組につき、吾北村は20万円、本川村では10万円。この結婚祝金の制度のもと、両村以外の出身者のかなりの方が、結婚を機に定住され、定住施策としての効果をあげているのも事実である。

祝金の支出費目について、吾北村では扶助費、本川村では報償費で支出をしており、相違があり、また、後の項目についても同じようになっているが、吾北村では、返還規定を設けており、もし、何らかの事情により定住出来なかった場合は、規定に基づく返還を求めていることが相違している。

出産祝金について

3町村とも誕生されたお子さんに対して祝い金を支出しているが、各町村において金額のひらきがある。

100歳の祝金について

本川村のみで、20年以上本川村に居住し、100歳の誕生日を迎えられた方に50万円を支給するもの。

農業者育成制度について

吾北村のみの制度で、新規就農された方に対して、支度金のような形で、30万円の支給。就農に結びつかなかった場合は、規定に基づき返還していただく。補助金として支出。

林業者育成制度について

吾北村においては、農業者育成と同じような扱いで、新規林業従事者に対する補助

金。本川村の林業後継者奨励金は、吾北村と同じく新規に林業に就業された方が対象だが、月額2万円を半年分ずつ、3年間支給される点が相違しており、奨励者一人につき総支給額は72万円。

吾北村では、平成15年度から新たな制度として、林業就業者研修事業補助金を設けている。一人当たり年120万円以内で研修先に補助されるもの。

住宅対策について

支給の対象として、新築住宅への建築補助と、賃貸住宅への家賃補助の2つがあり、吾北村については、支給要件の欄にある補助金の交付要綱第4条第4項に規定する木造住宅で54万円を上限とし、補助金を支給している。本川村は補助の算定方法は吾北村と異なるが、同じく建築費に対する奨励金と、月額5万円以上の賃貸料に対する奨励金がある。

また、吾北村、本川村では、土地の造成をし、分譲を行っている。要件等に多少の相違はあるが、新築住宅補助とのセットも考えられ、村外からの定住に期待が持たれているところである。

就職奨励金について

本川村のみの制度。村内の官公庁以外で新たに就職された場合奨励金が支給されるが、先の林業後継者奨励金との併給は行われない。

U・Iターン転校準備金について

本川村のみの制度。扶養する小・中学生と共に転入された扶養者の方に対して、準備金として小学生3万円、中学生5万円が支給されるもの。

留意事項

結婚祝金は、伊野町では実施されていないため、吾北、本川の例を単純に伊野町に当てはめた場合、対象者の増加により、かなりの財政負担が伴う事が予想される。次の出産祝金は、3町村とも対象とはなっているが、支給金額にはかなりの相違がある。100歳祝金は本川村のみの対象、また、農業者育成、林業者育成、住宅対策、U・Iターン転校準備金は、伊野町を除く2村の間で対象としている、していないという相違が入り組んでいる。

定住の促進対策については、3町村間での格差が激しく、その調整については、これまでの各町村の施策としての取り組みを十分に考慮したうえで、現行の制度を運用していくか、新町として新たな施策を展開していくか、また、それには他の事業との関連や、過疎地域のみにも適用するなどの地域性も考慮し、総合的に検討する必要があるのではないかとと思われる。

「結婚祝金については、吾北・本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐが、段階的に減額し、平成21年度に廃止する。(平成18年度・吾北地区は15万円、本川地区は10万円、平成19年度は吾北・本川とも10万円、平成20年度は5万円) 出産祝金については、伊野・吾北・本川地区でのそれぞれの支給額を現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度から伊野町の例により1万円に統一する。

百歳祝金については、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぐが、段階的に減額し、平成21年度に廃止する。(平成17年度は40万円、平成18年度は30万円、平成19年度は20万円、平成20年度は10万円) 農業者育成事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。林業者育成事業の補助事業については、吾北地区において現行のとおり

新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。・奨励金事業については、本川地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、平成21年度までに見直す。・研修事業については、吾北地区において現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後検討する。その他の事業の・住宅対策及び宅地分譲については、合併時、吾北村の例により吾北・本川地区において実施し、平成21年度までに見直す。・就職奨励金とU・Iターン転校準備金については、合併時に廃止する。」という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

筒井幹夫：廃止、或いは見直す、検討するということについて、21年度という数字が出ているが、その根拠をお示し願いたい。

本山事務局長：激変緩和措置として、毎年少しずつ減らしていったら21年度で廃止をしたいという激変緩和の措置である。

会長（議長）：合併後10年間は、特例債であるとかいろいろな有利な条件があるので、半分かうちの5年間でといった思いでやっておるというふうに理解している。

曾我部義晴：各町村で総務課長あたりで調整を加えてこういうものが出てきたと思うが、その辺はいかがなものか。また、教育委員会の関係については、どのように進んでいるのかお尋ねする。

本山事務局長：調整については、分科会という形で案を出していただき、それを担当課長の専門部会で議論をし、次に助役、総務課長から構成されている幹事会で議論をし、首長会を経て調整案を出させていただいている。

教育委員会については、それぞれ調整をしていっている最中であるが、例えば教育委員会のどのようなものかをお知らせいただければありがたい。

曾我部義晴：本川中学校は、全寮制でやっているが、それらの制度はどのようになるか。

本山事務局長：その件については、まだ専門部会には上げていっていないが、分科会の段階では現行のとおり引き継ぎたいというふうなまとまりである。

議長：他に質問がないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第30号 定住促進対策の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

《その他》

議長：「その他」についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

別役総務班長：第8回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程及び協議事項について説明する。協議事項については、調整作業の進捗状況により、若干変更がある場合もあることを了承願う。

「夢あふれる新しい町“いの”」の作品募集について、21世紀の新町の主役となる子どもたちとともに新しいまちづくりを考えていくことを目的とし、また広報事業の一環として、夏休み期間中に、3町村の小・中学生を対象として、夢のある絵画や、作文を募集することをお知らせし、地域の児童、生徒の皆さんにPRをよろしく願います。

○議長：何かご質問はありませんか。

○委員：なしの声

○議長：「その他」について終了する旨宣告する。

○議長：いろいろと議論を尽くしていただいたことにお礼を申し述べ、これからも合併協議会は可能な限り全会一致で協議を進めて参りたいと思っているので、御協力等をよろしくお願い申し上げ、第7回協議会の閉会を宣告する。

【5 閉 会 午後3時58分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 8月 8日

議 長

福田 雄

署名委員

角井 廣 雄

署名委員

河本 高 裕